

令和 8 年 8 月

障害者である職員の任免状況の公表について

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 3 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 0 条第 2 項の規定に基づき、障害者である職員の任免状況を以下のとおり公表します。

（令和 8 年 6 月 1 日現在）

区分	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない障害者の数	【参考】法定雇用率
京丹波町 （町長事務部局）	271人	7人	2.58%	0人	2.8%
京丹波町教育委員会	118.5人	2人	1.69%	1人	2.8%

※障害者の種類・程度の区分ごとの数が一桁で少なく、特定の者が障害者であること及びその障害の程度等が推認されるおそれがあるため、障害者の種類及び程度の区分ごとの数値の公表は控えさせていただきます。